

令和4年9月
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和4年9月7日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 7号	専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）	報 告
第 4	議案第35号	公平委員会委員の選任の同意について	即 決 （一 括）
第 5	議案第36号	教育委員会委員の任命の同意について	
第 6	議案第37号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第 7	議案第38号	大竹市税条例等の一部改正について	生活環境付託
第 8	議案第39号	大竹市水道条例の一部改正について	生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託 （一 括）
第 9	議案第40号	大竹市下水道条例等の一部改正について	
第10	議案第42号	令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第11	議案第43号	令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第12	議案第44号	令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	生活環境付託
第13	議案第47号	令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第14	議案第41号	工事請負契約の締結について	総務文教付託
第15	議案第45号	令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）	総務文教付託 （一 括）
第16	議案第46号	令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
第17	令和4年陳情第2号	学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情	総務文教付託
第18	令和4年請願第2号	少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問

- 日程第 3 報告第 7号 (報告)
- 日程第 4 議案第 35号から日程第 5 議案第 36号 (説明・表決)
- 日程第 6 議案第 37号 (説明・付託)
- 日程第 7 議案第 38号 (説明・付託)
- 日程第 8 議案第 39号から日程第 13 議案第 47号 (説明・付託)
- 日程第 14 議案第 41号 (説明・付託)
- 日程第 15 議案第 45号から日程第 16 議案第 46号 (説明・付託)
- 日程第 17 令和4年陳情第2号 (付託)
- 日程第 18 令和4年請願第2号 (付託)

○出席議員 (16人)

1番	賀屋幸治	2番	末広天佑
3番	藤川和弘	4番	原田孝徳
5番	小中真樹雄	6番	中川智之
7番	小田上尚典	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域究
15番	細川雅子	16番	寺岡公章

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	太田勲男	
教	育	長	小西啓二
総務部	長	佐伯和規	
市民生活部	長	中村一誠	
健康福祉部長兼福祉事務所長		三原尚美	
建設部	長	山本茂広	
建設部地籍調査担当部長		小田健治	
上下水道局	長	古賀正則	
消	防	長	小田明博
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		柿本剛	
企画財政課	長	三井佳和	
総務学事課	長	貞盛倫子	
監	査	委員	薬師寺基夫

○出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	三	上	健
議	事	係	長			北	修	治

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、16番、寺岡公章議員、2番、末広天佑議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第2、一般質問を行います。

9月6日の一般質問を継続いたします。

15番、細川雅子議員。

[15番 細川雅子議員 登壇]

○15番（細川雅子） おはようございます。15番、清誠クラブの細川雅子です。

今回のテーマは、玖波中学校の今後のあり方についてと題して質問いたします。

○議長（賀屋幸治） すみません、傍聴者の方、帽子を、議場では取っていただきたいと思うんですが、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○15番（細川雅子） 今回のテーマは、玖波中学校の今後のあり方についてと題して質問いたします。

昭和22年、新制の中学校として開校した伝統ある玖波中学校ですが、近年は生徒数の減少により、廃校の対象となっています。しかし、玖波中学校は、地域活動も熱心で、地域の産業や歴史に学び、また、公民館や地域の活動に積極的に参加するなど、学校、生徒共々地域に愛され、必要とされています。地域からは、玖波中学校を存続してほしいとの声が、私のところにも寄せられています。

今回の質問では、地域の都合ではなく、子供たち一人一人を大事にした健やかな成長のために、どのような学びの環境を整えていくのかを考えてまいりたいと思います。

平成14年、2002年6月、大竹市小・中学校充実のための基本方針が定められました。お配りした資料1を御覧ください。

この資料は、基本方針にある学校統合の将来計画です。統合へのロードマップは、第1段階と第2段階になっています。第1段階は、複式学級の解消のために小規模校を統廃合をするというものです。小学校においては平成25年、小方小・中学校の改築工事完成時に終了し、中学校は平成26年の栗谷中学校の閉校で区切りをつけました。第2段階として、生徒数が減少し、1学年1学級となる玖波中について、大願寺地区移転に併せ、小方中に統合するとの方針が出ております。

この基本方針を出してから既に20年、小方小・中学校が小方ヶ丘に移転して、ほぼ10年が経過いたしました。この間の玖波中学校の生徒数の推移を見てください。

資料2を御覧ください。

これは、平成3年度の教育要覧からの抜粋です。玖波中学校の行を御覧ください。

この表にはありませんが、基本方針を定めた平成14年は169人でした。小方中学校が移転した平成25年は113人、そして、令和3年になると49人です。平成25年と比較して、64人も減っています。小方中学校の欄を御覧ください。小方中学校は、平成25年が190人、令和3年が201人で、11人増加しています。大竹中学校は、平成25年が315人、令和3年296人で、19人が減少しています。

増減の理由の分析はここではいたしません、小方中学校、大竹中学校と比較して、玖波中学校は激減していると言えるのではないのでしょうか。

今日は、現在の玖波中学校の状況について、4つの点について伺います。

第1に、学習面とか部活などでの課題です。ここまで生徒数が少なくなってくると、学習面の環境の変化が出ているのではないのでしょうか。中学校になると教科制ですが、教科の教員が必要数配置されているのでしょうか。教科以外でも、学校を維持していくためには、事務や保健の養護教諭、スクールカウンセラーなど心の支援などのスタッフは、十分に配置されているのでしょうか。

また、生徒が楽しみにしている部活はどうでしょう。以前から部活の選択肢が少ないことを指摘されていますが、状況はどうでしょうか。

資料3を御覧ください。

こちらは、今回の一般質問に当たって、教育委員会に資料をお願いしたものです。玖波中学校の部活数は非常に少なくなっていることが分かります。来年度はさらに1つ減ると聞いています。

これらの状況について、教育委員会はどのように考え、対応しておられるのでしょうか。

次に、施設の老朽化についてです。

学校施設に目を向けますと、玖波中学校は築40年を迎え、耐震上は持ちこたえているにしても、従来の考え方では、大規模な改修もしくは改築が視野に入ってくる時期です。

しかも、玖波中学校は災害時の第2次避難場所に指定されています。地域の高齢者が避難してきます。エレベーターがないとか、トイレのユニバーサル化の課題をはじめ、多くの不都合が生じているのではないのでしょうか。現状をどのように捉えて、今後どのようにしていくのか伺います。

教育の制度もさま変わりしてきました。この20年間で、教育委員会が導入した制度2点についてお尋ねいたします。

第1に、学校選択制の導入です。基本方針を定めた当時は、入学時に学校を自由に選択できませんでした。平成18年度から、選択制を導入しています。

資料4を御覧ください。

この資料も、今回の一般質問に当たって、学校選択制を使って別の中学校区に進学した生徒数を出していただきました。

平成25年頃の制度の利用者数は、全部合わせても1桁ですが、平成30年度以降から2桁の利用者がいます。これは制度が定着してきた結果ではないかと受け止めております。

とはいえ、3つの学校区での移動数を比較すると、玖波中学校区からのほかの学校区への進学が、おおむね一番多くなっています。この数字だけを見ると、玖波中学校は選ばれない学校になっているのではないかとの印象を受けます。

教育委員会は、この利用者数の推移、学校選択制について、どのような評価をしておられますか。

第2に、小中一貫教育の導入です。

大竹市教育委員会は、平成22年に大竹市小中一貫校に関する基本方針を定めました。10年近く経過した令和3年2月の教育委員会議において、小中一貫教育の成果と課題をまとめておられます。

その中で、施設分離型である小・中学校でも、一貫教育の取り組みの質が高まっていると報告されています。質が高まっているとは具体的にどのような点か、どのような成果が出ているのかを教えてください。

基本方針が定められて20年、その年に生まれた赤ちゃんは二十歳になっています。社会も大きく変化しました。方針が定められたときには、学校の選択制、小中一貫教育について全く語られていません。このような背景で出された玖波中学校の小方中学校への統合です。20年間の数多くの取り組みの成果を受け、玖波中学校の今後の方向性を柔軟に検討されてもよい時期だと思います。

今回の質問では、1、玖波中学校の学習面・部活面での課題。

2、施設の老朽化への対応。

3、学校選択制の評価。

4、小中一貫教育の玖波小・中学校での成果。そして、基本方針の再検討に対するお考えを伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、細川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、玖波中学校の学習面や部活面の現状についてでございます。

現在、玖波中学校には52名の生徒が在籍をしており、学年1クラスと特別支援学級がございます。1クラス当たりの人数が少ないことから、教員の目が届きやすく、個々の生徒への配慮が適時にできる、グループ活動や交流が行いやすいといった学習環境にあります。

一方で、3年間クラス替えがないことから、互いに相手のことがよく分かっているという安心感はあるものの、互いの見方が固定化しがちであることや、個々の積極性が発揮しにくいといった課題もございます。

部活動については、配置されている教職員数の関係で、他の中学校に比べて数が少なくなっており、生徒の選択肢が少ないという課題がございます。

次に、施設面の現状と今後の見通しについてです。

公共施設の整備に当たっては、耐震化や安全対策に加えて、長寿命化対策が考え方の中心になっております。学校施設についても適切な時期に長寿命化改修などを行い、より長

く使えるようにすることで全体的な経費を抑制することを、基本的な方針としております。

玖波中学校の校舎と屋内運動場は、建築から40年経過しており、安全の確保を最優先事項として取り組んでいます。経年による施設の損耗や機能の低下が見られる状況にあり、また、社会的要求に対応するための課題が残っているのが現状でございます。引き続き安全対策を図るとともに、機能の回復や向上を図る対策の実施を検討をしていきます。

次に、学校選択制をどう評価しているかについてでございます。

保護者の学校選択の機会を拡大することを目的に、平成18年より始めた学校選択制度ですが、例年20名を超える利用があり、希望校へ進学できていることから、保護者のニーズに応えられているのではないかと考えております。

学校選択の理由は、自宅からの通いやすさ、友達や兄弟関係、部活動などさまざま、教育委員会としても、その動向と選択理由については注視をしているところでございます。

数だけを見ると、玖波中学校区から他校を選択する生徒は多いですが、逆に少人数であることに魅力を感じて、玖波中学校に進学をする生徒もいます。

こうしたことから、学校ごとの特色や活動などが、保護者や地域をはじめ、多くの人に伝わるように、ホームページなどを活用し、日常的に情報発信をしていく必要があると考えております。

次に、小中一貫教育の取り組みの成果についてです。

小中一貫教育とは、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育でございます。

本市では、玖波、小方、大竹中学校区において、教育活動推進のための手段として、小中一貫教育を位置づけ、小・中学校で同一の学校教育目標と、目指す子供像を設定し、その実現に向けて小・中学校の教職員が共同で教育研究を行うなどの取り組みを進めています。

玖波中学校区では、夢を持ち、自ら夢を実現する児童生徒の育成を共通の目標に掲げ、目指す子供像の実現に向けて、児童生徒が異学年交流を通して学びを深める場を計画的に設定をしたり、教職員が合同研修などを行いながら、年間を通して共同的に授業研究を行ったりしております。

このように、児童生徒の交流といった小・中連携にとどまらず、小・中学校の教職員が共通理解を図り、9年間を見通して1つの目標に向かい、発達段階に沿って系統的に教育活動を進める体制ができていることが、小中一貫教育の成果と捉えております。

最後に、充実基本方針の見直し、玖波中学校のあり方の再検討についてでございます。

大竹市小・中学校充実のための基本方針は、大竹市小・中学校充実検討委員会からの提言を受け、平成14年6月に教育委員会で取りまとめたものです。この基本方針に沿って、平成20年代に小・中学校計5校の統廃合を行いました。

提言では、生徒数の減少が見込まれる玖波中学校については、将来、玖波中学校と小方中学校の統合について検討を行うことが望ましいと示されており、検討するに当たり、個々の小・中学生にとって最も望ましい教育環境とは何か、小・中学生が世界に通用する社会人として大きく成長することができるようにするためには、将来の大竹の小・中学校

をどのようにしたらよいかといった視点を重視したとあります。

この提言を受けて、基本方針では、玖波中学校は教員の適正配置等の観点等から、将来小方中学校と統合することとしています。教育委員会としては、児童生徒の教育環境がどうあるべきかを将来にわたって見通したこの提言は、20年経過した今でも尊重されるべきものであり、それを受けて策定した基本方針の方向性と、方策の根幹は変わるものではないと考えております。

とはいえ、細川議員御指摘のとおり、この間教育を取り巻く環境が大きく変化していることも事実でございます。このような状況を踏まえ、これから具体的な方策を練ってまいりたいと考えております。

以上で、細川議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 御答弁ありがとうございます。

基本方針の再検討に関しては、今後、具体的な方策を探っていきたいということですが、尊重されるべきものは何かという辺りを、しっかりと共有事項として皆さんと共有しながら、では具体的に何をしていこうかを考えていただきたいと思います。

これについてはちょっと後回しにしまして、最初に部活の問題と施設の改善について。この2点は玖波中学校の方向をどうするかにかかわらず、今、喫緊の課題になっていると思いますので、先に2度目の質問をさせていただきます。

部活動については、私の質問では、数が減っていることをどのように考えて対応しているのかというのをお尋ねいたしました。数が少ないですねといった御答弁しかいただけませんでした。

生徒にとって部活動は、学校に行く楽しみです。学校選択制を利用して玖波中学校区からほかの学校区に行く生徒の理由が一番多いようですが、それも理解できます。

部活動は学校教育の一環と言われていますが、学校が主体的に設置し、指導体制を整備するものとされているようですが、近年では運動部も文化部も、地域移行の方向性が国から出されています。これは、部活については一義的に学校に任せるのではなく、教育委員会が主導で体制を整えなさいということだと理解しております。

中学校時代の部活の経験が、その後の人生を左右するとまで言うと言い過ぎかもしれませんが、それに近い経験をされた方は多いと思います。そう考えていくと、玖波中学校の生徒が選択できる部活が、他校の数と大きな開きがあることは、早急に解決すべき課題だと考えますが、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

今日は、解決策の1つとして、小方中学校との部活の統合を提案いたします。

今でもチーム競技の場合、部員が不足したときだけは他校と一緒にしているケースもあると聞きました。これでは、今年は少ないので一緒にやるけれども、来年は子供たちが集まれば別々になりますと、そういうことですよね。子供たちの心を考えると、もっと常時一緒にできるような体制を整えたほうがいいのではないかと思います。

ですから、小方中学校、玖波中学校を1つの部活として考えたらいかがでしょうか。こうすることで、選べる部活の数が増えます。指導者の負担も減るでしょう。部活を理由に

学校を選択していく、そういうこともなくなってくると思います。

また、先ほど少規模校のデメリットの1つとして、クラス替えがないとか、人間関係が固定化するとかいった課題を示していただきましたが、他校との交流とか、他校の大人との接点を持つことによって、社会性も身につくと思います。この点について、ぜひ、御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、施設の改善についてです。

長寿命化改修を基本として、安全性を最優先していくと。ただし機能についてはいろいろと未達になっているところがあるので、改善していきたいといった御答弁だったと思います。大変うれしく思います。

玖波中学校の施設の規模と今の老朽化の現状からは、現場の教職員だけでは対応が追いつかなくなってきているのではないかと心配しているところです。

玖波中学校では、掃除の行き届いた学校、これを目標の1つに挙げています。生徒からは、頑張って掃除をしてもトイレの臭いが消えないとか、幾ら拭いても床がきれいにならないので靴下が汚れてしまうとか、タイルが剥がれたままになっているなどの声を聞きます。これでは生徒たちがかわいそうです。これらの声が教育委員会に届いているでしょうか。

命に関わる危険な状況ならすぐに対応していただいていると思いますが、日々の小さなことを拾い上げて対応していくということは、後々の大きな事故を未然に防ぐことにつながります。対応策について何か考えられないでしょうか。

この部活についてと、施設の改善についての2点について、御答弁お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） まず、部活についての御質問に対してお答えします。

生徒数の少ない玖波中学校においては、以前より学校単位でチームが組めないなど、部活動を維持していくことが、議員おっしゃるとおり、困難となっております。

そうした状況の中で、近隣校である小方中学校と連携をして、小方中学校・玖波中学校連名でチームを組んで、大会に出場している部もあります。今後、部活動維持に向けて、おっしゃるとおり他校との合同実施や地域移行といった方法が考えられます。ただ、その場合、合同実施については、生徒の交通手段の確保、それから、練習場所まで赴く教職員の負担等、地域移行については指導者の数や質の確保、そして、外部に委託した場合の費用、場所の確保といった課題をクリアしていく必要があります。ですので、こうしたことを踏まえてどのような形で実現できるのか、方法を探っていきたいというふうに考えております。

次に、施設の老朽化についての御質問についてです。

玖波中学校の校舎と屋内運動場は、建築から40年が経過しており、他の学校と比べて施設面について、多くの課題があると認識をしております。

教育委員会としては、小方中学校への統合の方針を示していますが、具体的な検討はこれからであり、今後、さまざまな課題も見えてくると思います。施設面における課題に対しては、引き続き安全対策を最優先にするとともに、バリアフリー化に向けた改修やトイ

レの環境の改善など、適切な時期に行うことを検討したいというふうに思います。

また、これに関して多くの課題がある中で、優先度に応じた対応が必要となりますが、各課題については学校としっかり情報共有をして確認をし合いながら、生徒の学習環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） 部活についてと、施設の改善について、2点とも課題についてはしっかりと認識いただいているようです。今後は課題をしっかりと明確にしながら、一つ一つ解決に向けて対応をお願いしたいと思います。

施設の改修については、私は特にトイレをお願いしたいという思いがあります。御高齢の皆さんが玖波中学校に災害時に避難したときに、とても使いづらい。場合によっては車椅子でないと動きが取りにくい方もいらっしゃると思います。避難施設として指定している以上、そこら辺の解決はやはり優先的にやっていただきたいし、中学校になってくると体も大人になってきます。女子のトイレに対する対応とかも、しっかりとさせていただきたいと思います。

この2点についてはよろしくお願いたします。楽しみにしています。

基本方針の再検討についてですが、先ほど教育長からも紹介がございましたが、20年前、玖波中学校の統合を打ち出した理由ですね。私の記憶でも同様に、当時学級数が減ることによって、教員の配置も減ってくる。当時玖波中学校では、20年前ですが、教科の先生がいなくなって体育の先生が数学を教えるとか、教頭先生が授業をしている、そういった状況でした。学校を選ぶことができない状況なので、市内どの地区に住んでいても、学校の教育環境の格差をできるだけ縮小する、これが大事だと基本方針の中で言われています。

今は学校を選ぶことができますね。そして、教育委員会の御配慮というか御努力によって、生徒数の少ない、学級数の少ない玖波中学校でも、教科の先生がちゃんと配置されているようです。安心しました、ありがとうございます。

さらに学校選択制で他校を選ぶ理由の中に、御紹介いただきましたが、玖波中学校を選ぶ生徒もいると。その理由が小規模校であるからではないかといった理由の御紹介をいただきました。

要するに、大勢の中で学ぶのが苦手だったり心配な子供たちは、玖波中学校のような、少人数でほのぼのとした学校が伸び伸びと学べるのかもしれない。小規模だからこそ選ばれる理由、ここに小規模校の必要性があるんじゃないでしょうか。検討に当たっては、この辺についても考えていただきたいと思います。

また、小規模校のデメリットについて幾つかお話がございましたが、大勢の中で切磋琢磨したほうが子供は伸びるとか、確かに私もそう思う部分もございしますが、小学校から中学校の9年間の子供たちの体、心がすごい速度で成長することを考えると、体の成長の速度に心が追いつかなかったり、不安定になったりすることも多いでしょう。そんなときに、気心の知れた友達の中で一緒に過ごすというのは、心の安定につながることもあろうかと思えます。生徒数が少ないので、一人一人が主人公になることもできます。これが子供らの自信にもつながります。

学習面でのメリットのお話もありましたが、先生との距離が近いので、子供たちからは何でも相談でき、教員側からはちょっとした心の変化、学習面でもつまずきも見えやすいので、一人一人を丁寧に見て、成長を促すことができると思います。

玖波中学校の保護者の学校に対する満足度、これ、3校の中でトップですよ。この辺り、学校が先生方の御努力もあるし、これは小規模校だからこそのことができることが、保護者の皆さんにも伝わっているんじゃないかと思います。

小規模校のよい点、たくさんありますので、ぜひ、大竹市の中での小規模校の存在意義について検討をお願いしたいと思います。また、沿岸部の学校の中に小規模校があるというのは、これは他市と比較して有利に働く面じゃないでしょうか。

何かというと、沿岸部は人口が集中して大きい学校ばかりがあるということですが、大竹市の場合、玖波のような小規模でしっかりと一人一人を見ていただく、そういう教育ができるということです。この辺のことを考えたときに、教育長、ぜひ、玖波の中学校、そして、小規模校としての強みを生かして、小学校、中学校共に玖波の中で子供たちを育てていくという考え方について、何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと玖波中学校の今後についてということで、御意見をいただきました。ありがとうございます。

玖波中学校、実際生徒数も減り、小規模校ではございますが、その中でやはり子供たちは生き生きと活動して、学びを深めています。これも現場の努力、そして、プラス玖波地域の皆さんのサポート、そのおかげだというふうに思っております。

私ども教育委員会としましても、先ほどのような意見を当然これから検討していくわけですけれども、最終的にやはり子供たちの健やかな成長、学びを深めていくという観点から、子供の学習の場としての機能をしっかりと高めていける、そういう学校、その辺りを目指してまいりたいなというふうに思っております。今後、しっかりとその辺り考えてまいりたいというふうに思っておりますので、また御意見等、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。

○15番（細川雅子） ありがとうございます。

先ほどちょっと言い忘れたんですけど、教育長が今、学習の場としての学校の機能を高めるといふふうに言っていたので、施設型小中一貫校についてもぜひ考えていただきたいというのを提案したいと思います。

去年の2月ですか、小中一貫教育に対する成果と課題を教育委員会がまとめられておりますが、この中で、施設一体型の小中一貫校の優位性が見えてきます。例えば小・中の先生方の連携のしやすさとか、同じ敷地内にあることで、児童生徒の行事とか共同作業がやりやすいとか、同じ敷地内にあることで、先生たちも子供たちを9年間を見通した指導がしやすい、これらが報告されています。

なかなか、やはり距離のハードルというのは高いと思います。日常的に子供たちを、ふ

っと見たらそこにいると、小学校1年生もいるし中学3年生もいる環境の中で子供たちを見られるというのは、やはり教育成果、学習面においても上がりやすい環境だと思いますので、その辺も視野に入れていただければと思います。これはお願いです。

もう一回質問が残ってましたので、市長にちょっとお尋ねしたいと思います。

今までの議論の中で、大竹市の中で小規模校の位置づけ、重要性というのものもあるんじゃないかというのをお話ししてまいりました。

今、大竹市も、日本全体が人口減少になってくる中で、選ばれるまちに向けていろいろな計画行政をしておりますが、この中で学校教育の充実、非常に大事なところにあると思います。

先ほど言ったように、沿岸部に3つの施設一体型の小中一貫校があるというのは大竹市の強みになると私は思いますが、そこら辺、市長は何かお考えをもっとお持ちでしょうか。あったらお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 私、文部科学省に行ったときに、学校教育について学校選択制、大竹のまちでやってますと言ったら、日本はどここの学校でも同じような教育ができる仕組みができていますよというふうに言われて、そうかというふうに思ったことがございます。

大竹市、学校の先生方が頑張ってくださって、子供たちに教育が非常に充実しているというふうに思います。

私の役割として、設備をちゃんをつくっていくという、そのことについては目を届けていくという役割があるかというふうに思います。小中一貫校になったおかげで、小方について設備も一緒でございますので、非常に子供たちがスムーズに中学校まで上がっていくというような状況を見ております。よその学校に転校するのも非常に少なくなる。大竹市で小・中・高と育ててくれれば、一番いいかなというふうに思っておりますが、施設面についてはいろんな御要望をお聞きしながら、予算をしっかりと組んでいくような努力を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（賀屋幸治） 細川議員。5回目です。

○15番（細川雅子） 施設面のことだけかなと思ったら、予算面もしっかりつけて考えていきたいというふうに御答弁いただきました。ありがたいと思います。

先ほど教育長からも、現場の努力と地域の協力なしにはできないといったお話もございましたが、もう1つ、やはり市の支援、教育委員会のしっかりとした支援があってこそだと考えますので、しっかりと現場を支えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今回は、玖波中学校の今後のあり方についてお尋ねしてきました。とはいえ、この20年間で市教委が制度をつくって、整えて、実践をしてきた成果の確認ができたと考えております。

昨日の一般質問で同僚議員が、遅くなるのは嫌だなと言われていましたが、玖波中学校については遅くなるレベルではなく、一回りして元に戻ったような気もいたします。今まで玖波中学校について、放置していたとは言いませんが、具体的な議論はされていなかった

たのではないかなといったような印象もありました。この際、遅れたのを幸いとして、20年間の成果をしっかりと踏まえて再検討をお願いしたいと思います。

部活動と施設の老朽化に対してはすぐに対応していただけるということですので、明日できるとは思いますが、具体策をしっかりと検討していただければと思います。来年度の予算に期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 報告第7号 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）

○議長（賀屋幸治） 日程第3、報告第7号専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 報告第7号、専決処分の報告について説明いたします。

本件は、南栄2丁目12番38号の宅地内で発生しました交通事故による和解及び損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年8月10日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は6万6,165円で、相手方は、お手元の資料の方でございます。職員の公務中の車両運転に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要を説明いたします。

令和4年8月1日午前10時30分頃、用務を終えた職員が本庁へ帰るため公用車を運転していた際に、三差路を右折したところ、前方から大型車両が対向してきたため、進路を譲ろうと元の道路にバックで進入したところ、宅地内に駐車してあった車両に接触し、車両の右前方下部のバンパーに、すり傷及び塗装痕を生じさせたものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済の保険から、債権者に支払われるものでございます。

本事故は、車両運転における安全確認等が不十分であったことに起因しておりますので、より一層の安全意識の向上、並びに交通ルールの遵守について、職員に注意喚起をし、交通事故の未然防止に努めているところでございます。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） 本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第5〔一括上程〕

議案第35号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第36号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（賀屋幸治） 日程第4、議案第35号公平委員会委員の選任の同意について及び、日程第5、議案第36号教育委員会委員の任命の同意についてを一括して議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第35号及び議案第36号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第35号公平委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

この委員のうち、望戸洋志氏が10月29日をもちまして任期満了となります。望戸氏は、平成22年10月30日から公平委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第36号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

このたび、この委員のうち、池田良枝氏が、12月10日をもちまして任期満了となります。

池田氏は、平成30年12月11日から教育委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第35号及び議案第36号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第35号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第36号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第6、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐伯和規 登壇〕

○総務部長（佐伯和規） 議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の取得回数が緩和されることとなり、令和4年10月1日に施行されます。

そこで、職員の育児休業等に関する条例の一部について、改正後の国家公務員の育児休業について定めた人事院規則に準じて改正しようとするものでございます。

主な改正の内容として3点ございます。

1点目は、育児休業の取得回数が原則1回までから原則2回までに変更されたことに伴い、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関する規定を整理するものでございます。

2点目は、非常勤職員が、子供の誕生日から57日間以内に育児休業を取得する場合の任用期間の要件を緩和するものでございます。

3点目は、非常勤職員が1歳以降の子供の育児休業を取得する場合について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整理するものでございます。

最後に附則でありますが、条例の施行日を令和4年10月1日とし、施行日前に育児休業等計画書を提出した職員についての経過措置を定めています。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第37号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第38号 大竹市税条例等の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第7、議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） 議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてを御説明申し上げます。

本件は、令和4年度地方税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点として、個人の市民税関係が3点、固定資産税関係が1点でございます。

まず、個人の市民税に関する改正点のうち、1点目は、住宅ローン控除の見直しについてでございます。住宅ローンの年末残高の一定額のうち、個人の市民税から一定期間控除する住宅ローン控除について、その適用要件を見直した上で、適用対象期間を4年延長し、令和7年12月末の入居までとするとともに、適用控除期間についても13年間に延長いたしまして、最大で令和20年度分までとするものでございます。

2点目でございますが、上場株式等の配当所得等に対する個人の市民税の課税についてでございます。金融所得課税における公平性の観点から、所得税において一定の課税方式の適用を受ける旨の記載がある確定申告書が提出された場合のみ、所得税と同一の課税方式が適用されることになるものでございます。

3点目は、給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書についてでございます。配偶者等が退職手当等の支給を受けた場合の配偶者控除等の適用となるために、申告書へ生計同一の配偶者等の氏名を記載するよう、見直しをされたものでございます。

次に、固定資産税に関する改正点でございます。固定資産税課税台帳の記載事項に係る証明書を交付するに当たり、ドメスティック・バイオレンス被害者等の保護の観点から、証明書に記載される登記名義人等の住所が、ドメスティック・バイオレンス被害者等である旨の申し出を行った者であった場合には、本来の住所に代えて、住所に代わる事項を記載する旨の特例措置が新設されたものでございます。

また、第2条においては、令和3年大竹市条例第21号、大竹市税条例の一部を改正する条例の改正規定について、令和4年度税制改正に伴う個人市民税に係る改正規定の整備並

びに同条例の附則第2条に係る引用条項の整理を行っております。

最後に、附則でございます。施行期日を第1条に、納税証明書に関する経過措置を第2条に、市民税に関する経過措置を第3条にそれぞれ規定をしております。

以上で、議案第38号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第38号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第13〔一括上程〕

議案第39号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第40号 大竹市下水道条例等の一部改正について

議案第42号 令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第43号 令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第44号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第47号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第8、議案第39号大竹市水道条例の一部改正についてから、日程第13、議案第47号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る6件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） それでは、議案第39号、議案第40号、議案第42号から議案第44号及び議案第47号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第39号大竹市水道条例の一部改正について及び議案第40号大竹市下水道条例等の一部改正について、併せて御説明申し上げます。

本市が置かれております上下水道事業の経営環境は、給水人口の減少による収益の減少がますます進む一方で、施設の老朽化に伴って施設の更新を着実に進めていく必要があります。このままでは将来的に安定して事業を継続していくことが困難となるおそれがあります。そのため、令和2年度に策定した大竹市水道事業経営戦略及び大竹市公共下水道事業経営戦略では、将来的に安定した経営を行っていくためには、適切な料金水準の見直しが必要であるとしておりました。

そのため、市では、上下水道料金の改定を行うため、昨年に大竹市上下水道料金審議会



を設置し、上下水道料金の改定について諮問しておりましたが、令和4年7月にその答申がございました。今回の条例改正は、この答申に沿って、上下水道料金の改定を行おうとするものでございます。

改定内容でございますが、料金改定に当たっては、安定した経営、利用者間の公平な負担、そして、一般用において県内で一番安価な水道料金を目指すことを基本的な考えとしております。

まず、水道料金については、経営戦略では改定率10%の料金引き上げが必要と見込んでおりましたが、当初の想定よりも水道収益が減少しなかったことや、県用水の受水費の引き下げが見込まれていることから、改定率5.5%で単年度収支の黒字が維持できると判断し、当初の予定から大幅に改定率を引き下げました。その上で、水道事業全体として改定率5.5%の収益が確保できるよう、利用者間の公平な負担に配慮して、各用途の基本水量、料金単価の見直しを行っております。

具体的には、一般用では、基本水量を10立方メートルから8立方メートルに引き下げ、全体的に9%程度の料金の引き上げになっていますが、口径が13ミリメートルで使用水量が10立方メートルまでの利用では、引き続き県内で一番安価な料金となっております。

また、業務用では、一般用との格差の是正を図るため、基本料金引き下げと併せて、基本水量も20立方メートルから8立方メートルに引き下げ、使用水量が10立方メートルまでの層では、約30%程度の料金の引き下げになります。

そのほか、水道メーター使用料を廃止し、口径別の基本料金に統合するとともに、用途についても、共用や臨時用といった用途を廃止し、より実態に合った料金体系へと見直しを行っております。

次に、下水道使用料でございますが、経営戦略では改定率を10%と見込んでおりましたが、当初の想定よりも下水道使用料収入が減少しなかったため、改定率は8%とし、基本水量や用途は水道料金と合わせる形で見直しを行い、それぞれ料金単価を見直しております。

具体的には、一般用では、全体的に10%程度の使用料の引き上げで、業務用では、基本水量の引き下げに伴い、使用水量の少ない層では、15%程度の料金の引き下げになります。

また、漁業集落排水施設及び農業集落排水施設については、下水道使用料を参考として使用料を設定しており、公平性を確保するためにも、下水道使用料の改定と併せて、それぞれの使用料を改定するものでございます。

漁業集落排水施設使用料については、改定後の下水道使用料と同じ料金体系に改正するものであり、農業集落排水施設使用料については、従来どおり、基本使用料は下水道使用料と同額に、人員割使用料は仮定した1人当たりの使用水量を下水道使用料の料金に当てはめて単価を設定するものでございます。

以上で、議案第39号大竹市水道条例の一部改正について及び議案第40号大竹市下水道条例等の一部改正についての説明を終わります。

次に、議案第42号令和3年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして、御説明申し上げます。

令和3年度の水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は1億7,980万2,216円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書8ページの剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に200万円、建設改良積立金に1,980万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、併せて料金収入も減少傾向にあります。

こうした中で、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、令和3年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は320万4,085立方メートルで、前年度から5万5,244立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で4億2,918万8,886円を支出いたしました。

主な事業としましては、防鹿水源地1号ろ過池改良工事や防鹿水源地3号ろ過池改良工事(繰越分)などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億3,256万1,690円、支出総額4億9,307万3,564円で、差し引き3,948万8,126円の純利益となりました。これに、令和2年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和3年度末の当年度未処分利益剰余金は1億7,980万2,216円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額2億4,374万5,952円、支出総額4億7,807万7,395円で、差し引き2億3,433万1,443円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,647万6,705円、過年度分損益勘定留保資金1億9,785万4,738円で補填いたしました。

続きまして、議案第43号令和3年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして、御説明申し上げます。

令和3年度の工業用水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は3,283万6,082円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書46ページ剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金の全額を減債積立金に積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が、収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減等引き続き健全経営に努め、令和3

年度も黒字決算となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は1,086万5,296立方メートルで、前年度から43万4,937立方メートル増加しております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億926万2,139円、支出総額3億9,591万8,321円で、差し引き1億1,334万3,818円の純利益となりました。

これに、令和2年度からの繰越欠損金を差し引きますと、令和3年度末の未処分利益剰余金は3,283万6,082円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億5,810万円、支出総額4億9,394万7,699円で、差し引き3億3,584万7,699円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額223万1,700円、過年度分損益勘定留保資金1億6,884万5,397円、当年度分損益勘定留保資金1億6,477万602円で補填いたしました。

続きまして、議案第44号令和3年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和3年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は5億428万8,580円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書82ページ剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に390万円、建設改良積立金3,860万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に処理区域内の人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入は減少傾向にあります。また、施設の老朽化対策が課題となっており、厳しい経営状況が続いております。

こうした中、下水処理場等の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、令和3年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は754万3,211立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は285万807立方メートルで、前年度から6万3,225立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で6億3,763万341円を支出いたしました。

主な事業としましては、大竹下水処理場汚泥掻き寄せ機・ゲート設備等改築更新工事(繰越)や大竹下水処理場中央監視装置改修工事などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額9億5,831万3,046円、支出総額8億8,112万1,410円で、差し引き7,719万1,636円の純利益となりました。

これに、令和2年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和3年度末の当年度未処分利益剰余金は5億428万8,580円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額 7 億 4,295 万 5,737 円、支出総額 8 億 3,358 万 4,207 円で、差し引き 9,062 万 8,470 円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,913 万 6,695 円、過年度分損益勘定留保資金 3,728 万 2,502 円、当年度分損益勘定留保資金 3,420 万 9,273 円で補填いたしました。

続きまして、議案第 47 号令和 4 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて実施いたします、大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事に係る継続費の総額及び年割額の補正でございます。

本事業は、地方共同法人日本下水道事業団に委託して実施しており、本年 10 月から 12 月に工事発注を見込んでいます。現在、実施中の実施設計において、主に土木工事に当初の見込みよりも工事費用を要することが判明したため、令和 5 年度の年割額を 2 億 4,500 万円から 3 億 3,300 万円に増額し、併せて継続費の総額を 3 億 1,800 万円から 4 億 600 万円に増額するものでございます。

以上で、議案第 39 号、議案第 40 号、議案第 42 号から議案第 44 号及び議案第 47 号の説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） 会議の途中ではございますが、議場の換気のため暫時休憩いたします。なお、再開は 11 時 25 分といたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 1 6 分 休憩

1 1 時 2 5 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは、令和 3 年度大竹市水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算審査の概要を御説明いたします。

審査意見書の 1 ページをお開きください。

本審査は、令和 4 年 6 月 3 日から 7 月 25 日までの期間において、関係帳簿類の点検と証票類の照合等を行うとともに、細部にわたって関係職員から説明を聴取するなど、大竹市監査委員監査基準に準拠して実施いたしました。

審査の結果、決算書その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、また、計数は正確で、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書 5 ページをお開きいただきますと、3 番、損益計算書による経営成績というところの、(3) 損益について、収支の状況を掲載しております。

併せまして、別添の審査資料の36ページと37ページをお開きください。

右肩に資料3とされた比較損益計算書の上半分に、水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで御説明いたします。

まず、右側の37ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億3,256万2,000円、左側の36ページの借方の総費用は4億9,307万4,000円となっています。

総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は3,948万8,000円の黒字決算となっております。前年度と比べますと651万1,000円の増、率にしますと19.7%の増となっております。

続きまして、工業用水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書に戻っていただいて、13ページをお開きいただきますと、3番、損益計算書による経営成績の下段の(3)損益についてという項目で、収支の状況を記載しておりますので、併せまして、先ほどの審査資料の36ページ、37ページの下の方ですね、資料3の下の方、比較損益計算書の工業用水道事業会計の収支、こちらを御説明いたします。

まず、右側の37ページ下段の貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億926万2,000円、左側の36ページの借方の総費用は3億9,591万8,000円となっております。

総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は1億1,334万4,000円の黒字決算となっております。前年度と比べますと、786万5,000円の増、これは率にしますと7.5%の増となっております。

続きまして、公共下水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書では、23ページになります。

こちらをお開きいただきますと、3番の損益計算書による経営成績の(3)の損益についてという項ですが、併せまして、審査資料では38ページと39ページをお開きください。

39ページの右肩に、資料4と記載された比較損益計算書ですが、公共下水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで説明いたします。

その右側の39ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は9億5,831万3,000円、左側の38ページの借方の総費用は8億8,112万1,000円となっております。

総収益から総費用を差し引いた当年度の総収益は、7,719万2,000円の黒字決算となっております。前年度に比べますと2,408万7,000円の増、率にしますと45.4%の増となっております。

以上が、3事業会計における当年度の経営状況を俯瞰した決算状況でございますが、貸借対照表に基づく財務分析やキャッシュフロー分析など、その他の審査項目につきましては、時間の都合で割愛させていただきますので、後ほど審査意見書で御確認ください。

最後に、意見書30ページをお開きください。

IVむすびという項ですが、(1)から(3)まで3事業会計における現状と課題について触れていますので、要点を絞って御説明させていただきます。

まず、(1)水道事業会計における現状と課題を御覧ください。

水道事業会計においては、給水人口の減少を要因として、収益が年々減少傾向にあります。

また、有収水量の減少傾向などから、当年度の有収水率は県内14市平均との比較におい

て、大きく下回っております。その主な原因は、管路の老朽化による漏水であると考えられ、法定耐用年数を超えた老朽化資産の増加が、今後も続くものと予想されます。

令和2年12月策定の経営戦略における投資・財政計画に基づき、工事の着実な進捗管理が必要とされるところであります。

これは、(2)の工業用水道事業会計及び(3)の公共下水道事業会計においても同様の傾向にありまして、老朽化施設の計画的な更新・修繕は、まさに先送りできない重要課題と言え、緊急度の高い施設から優先順位をつけて、維持費の平準化に取り組むことが求められます。

続きまして、最下段の(4)総括意見というふうに書いているところを御覧ください。

公営企業事業会計の資産は、いずれも本市にとって重要な社会資本であって、将来にわたる持続的なサービスを提供するためには、将来を見通した安定的で効率的かつ効果的な事業経営が必要不可欠であります。

また、技術継承や危機管理対応からの観点から、専門的な技術系職員の確保・育成は、本市においても大きな課題であるとともに、将来にわたって安定的な経営基盤を確保するためには、さらなる業務の標準化、効率化が求められるところです。

今後も引き続き業務のDX化を検討するなど、仕事の仕組みの変革や効率化を目指すことを促すものであります。

なお、こうした諸課題を解決するためには適切な料金体系を含めた財源の裏づけが必要であり、そのためには的確な経営比較分析に基づく適切な料金体系について、その根拠となるデータを市民に広く示し、分かりやすく丁寧な説明に努めることを要望するものであります。

以上で、簡単ではございますが、各事業会計の決算審査の説明を終わります。

○議長(賀屋幸治) これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(賀屋幸治) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第39号から議案第47号に至る6件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長(賀屋幸治) 日程第14、議案第41号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長(山本茂広) 議案第41号工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、提案させていただきます大竹小学校プール建設工事(建築主体工事)についてで

ございますが、本工事は、大竹小学校の児童及び大竹中学校の生徒が共同利用できるプールを建設するものでございます。

工事概要ですが、鉄筋コンクリート造平屋建ての建屋、25メートルが6レーンあるメインプール、主に低学年用のサブプール、プールサイドの建築工事のほか、外構工事でございます。

まず、建築主体工事の入札方式でございますが、入札方式は、1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

本議案を提出するに至った経緯でございますが、令和4年6月16日に入札公告を行い、令和4年7月6日の指名業者審査会を経て、7月20日に1者による入札を執行いたしました。その結果、2億8,500万円で落札した株式会社三洋技建と、7月22日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税相当額を加算しました3億1,350万円でございます。

本工事の予定価格が1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和5年9月29日までとしております。

以上で、議案第41号の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第41号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第16〔一括上程〕

議案第45号 令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

議案第46号 令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第15、議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）及び日程第16、議案第46号令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）及び議案第46号令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、55ページからの議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）につ

いて、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ5億7,730万2,000円を追加し、予算総額を161億7,993万8,000円にするとともに、繰越明許費の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により63ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、4億6,268万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を4億5,475万円、マイナポイント事業費国庫補助金を財源として、マイナポイントの予約・申し込みに関する支援窓口を設置するための経費として、793万5,000円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、9,763万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保のための経費を計上するものでございます。

第8款土木費は、700万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、空母艦載機交付金を財源として、白石元町1号線の道路拡幅のための設計等業務委託料を1,100万円計上するとともに、大竹駅周辺整備事業について、事業の進捗状況から事業費の年度間調整を行うため、自由通路等工事委託料を1億3,800万円増額し、物件補償費を1億3,800万円減額するものでございます。そのほか、空母艦載機交付金事業を、執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

第9款消防費は、78万6,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、消防団員安全装備品整備等助成金を財源として、消防団員のための携帯用投光器を整備するための経費を計上するものでございます。

第10款教育費は、920万1,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、昨年度受納し、教育振興基金に積み立てております寄附金を財源として、玖波小学校の教育活動のための経費として99万1,000円、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後予定されている小学校及び中学校の修学旅行が延期・中止となった場合に保護者の負担が生じないように、キャンセル料として補償金を371万2,000円、子ども・子育て支援国・県交付金を財源として、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善に係る経費として183万6,000円、また、学校給食費の公会計化に向け、給食費管理システムの導入に係る経費として、266万2,000円を計上するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

続きまして、61ページからの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第14款国庫支出金は、9,939万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などを、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて計上するとともに、空母艦載機交付金を内定通知にあわせて減額するものでございます。

第15款県支出金は、子ども・子育て支援県交付金を61万2,000円計上するものでございます。



第18款繰入金は、教育振興基金繰入金を99万1,000円計上するものでございます。

第19款繰越金は、前年度繰越金を2,077万2,000円計上するものでございます。

第20款諸収入は、4億5,553万2,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宮島ボートレース企業団からの配分金を4億5,475万円、消防団員安全装備品整備等助成金を78万2,000円計上するものでございます。

58ページの第2表、繰越明許費の補正について御説明いたします。

第3款民生費は、大竹保育所改築に係る基本計画の一部見直しにより、改築設計業務の年度内完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

第8款土木費は、大竹駅周辺整備事業に係る用地測量業務について、鉄道事業者との協議の結果、自由通路完成後に行うこととなったため、年度内完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

以上が、議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

次に、71ページからの議案第46号令和4年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ4,564万5,000円を追加し、予算総額を27億5,428万5,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を4,564万5,000円計上し、歳入として、介護給付費準備基金繰入金を9万3,000円、前年度繰越金を4,555万2,000円計上するものでございます。

以上が、議案第46号令和4年度大竹市介護保険会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上で、議案第45号及び議案第46号の補正予算の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第45号は総務文教委員会に、議案第46号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 令和4年陳情第2号 学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情

○議長（賀屋幸治） 日程第17、令和4年陳情第2号学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略いたします。

令和4年陳情第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 令和4年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、

2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての  
請願

○議長（賀屋幸治） 続いて、日程第18、令和4年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

令和4年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月8日から9月20日までの13日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月20日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日の本会議終了後、午後1時から議員全員協議会を、明日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、9月9日は午前10時から総務文教委員会を、9月12日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、9月16日は午前10時から議会運営委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には、特に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

9月21日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時50分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月7日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 寺岡 公章

大竹市議会議員 末広 天佑